

令和3年12月8日
課名/担当者/内線
就農支援課/課長 月岡/3530
森林保全課/治山担当監 小笠原/3705

盛土による災害防止のための総点検について

1 要旨・目的

令和3年7月3日に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえた「盛土による災害防止のための総点検」について、11月末時点での暫定とりまとめとして、重点点検対象箇所1,545箇所のうち約640箇所（約4割）の点検を終え、点検の観点①～④に基づき13箇所を国へ報告したことから、その結果を報告する。

2 現状・背景

熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、県では独自に関係法令等に基づく許可盛土の調査や、点検対象箇所の選定、点検方法等の検討を進めていたところ、令和3年8月11日付で国土交通省、農林水産省、環境省から県知事に対し盛土総点検の実施依頼があった。これを踏まえ、県では改めて検討を行い、国から示された重点点検対象以外にも県独自に点検対象を設定し、点検対象となる盛土を選定するとともに、市町と連携・協力しながら順次点検を進めている。

3 概要

(1) 対象者

—

(2) 事業内容（実施内容）

ア 重点点検対象エリア（①、②）及び重点点検箇所（③）

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域、及び土砂災害警戒区域（地すべり、急傾斜地）のうち斜面末端部より下部を除く地域内
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
※人家の保全等に係るもの
- ③ 大規模盛土造成地

イ 盛土の把握方法

- ・関係法令等に基づく許可・届出資料等から確認された盛土
- ・国土地理院提供の盛土可能性箇所から推定された盛土
- ・その他、住民からの通報等から把握した盛土

ウ 重点点検対象盛土の選定の考え方

上記イで把握した盛土のうち重点点検対象エリア（①、②）に位置する盛土、及び重点点検箇所（③）である大規模盛土造成地を重点点検対象盛土とする。

なお、国の依頼内容と県独自の選定の考え方は次表のとおり。

	国の依頼内容	県独自の選定の考え方
関係法令等に基づく盛土	・概ね2000年以降で施工が完了した盛土	・現在施工中の盛土を点検対象に追加 ・許可盛土として廃棄物最終処分場を追加
地理院データから推定される盛土	・国保有データ（県土の約4割）により盛土可能性箇所を抽出 ・3,000m ² 以上を対象	・県保有データ（県土全体）により盛土可能性箇所を抽出 ・2,000m ² 以上を対象
大規模盛土造成地	・概ね2000年以降で施工が完了した盛土	・2000年以前の重点点検対象エリア①、②内の盛土を追加
その他の盛土	・住民通報等により把握した盛土（重点点検対象エリア内）	・住民通報等により把握した盛土（重点点検対象エリア外）

エ 重点点検対象盛土の箇所数

重点点検対象となる盛土の箇所数は、現地等での点検結果により対象外となった箇所を除き、1,545箇所となっている。

関係法令等	対象となる盛土	担当課	把握した箇所数	重点点検箇所数		
				国依頼	県独自	計
	自然公園法、自然環境保全法等	自然環境課	5	0	0	0
	廃棄物処理法	産業廃棄物対策課	120	—	42	42
	農地法等	就農支援課	406	8	5	13
	森林法	森林保全課	254	54	38	92
	広島県土砂の適正処理に関する条例		446	54	52	106
	砂防法、地すべり等防止法等	砂防課他	40	1	0	1
	都市計画法	都市環境整備課	4,059	227	14	241
	宅地造成等規制法		1,555	200	17	217
	地理院データから推定される盛土	関係課で連携	—	145	148	293
	大規模盛土造成地	都市環境整備課	1,283	94	547	641
	住民通報等から推定される盛土	関係課で連携	9	4	5	9
総 箇 所 数				700	845	1,545

注1) 把握した箇所数は、今回の調査において関係法令等に基づく手続き等毎に確認した箇所数であり、重複がある。ただし、住民通報等から推定される盛土の9箇所については、関係法令等や大規模盛土造成地と重複しない箇所数を記載している。

注2) 総箇所数は、関係法令や大規模盛土造成地などの重複があり、合計と一致しない。

注3) 重点点検箇所数は、書面や現地での点検結果により変動する可能性がある。

オ 点検の観点

次の観点から点検を行う。

- ①許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ②手続き内容と現地の状況が一致しているか
- ③災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ④禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）

カ 点検の結果（暫定とりまとめ）

重点点検対象箇所 1,545 箇所のうち、11月末時点での約 640 箇所（約 4 割）の点検を終え、点検の観点①～④に基づき報告を要する事例は 13 箇所となったことから、この暫定とりまとめ結果を国に報告した。

なお、現時点では、県民の安全・安心確保の観点から緊急対応等が必要な箇所はなく、引き続き行為者への是正指導等を進めていく。

【13 箇所の主な内容】

点検の観点	箇所数	主な内容
①許可・届出等の必要な手続き	2 箇所	・無許可での盛土工事完了
②手続き内容と現地状況の一致	11 箇所	・申請内容と現地地形等の不一致 ・法面等の一部崩落など
③災害防止の必要な措置	6 箇所	・排水施設等の未設置 ・コンクリートブロックの多段積み重ねなど
④禁止事項の有無	2 箇所	・廃棄物の露出・放置など

※重複があるため、箇所数の合計は一致しない。

(3) スケジュール

引き続き市町と連携・協力しながら、次期出水期までを目途に盛土総点検を進めいく。

また、今回の総点検において判明した危険箇所への対応や、今後の盛土に関する法規制の検討などについては、引き続き国の動向を注視しつつ、検討していく。

(4) 予算（国庫・単県）